涌谷町監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項、第10項及び涌谷町監査基準第17条の規定により、 別紙のとおり公表する。

令和5年11月27日

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 竹中弘光

定期監査及び行政監査結果報告書

1 監査の基準

本監査は、涌谷町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条の規定による定期監査及び行政監査

3 監査の対象及び対象課等

交際費について

- (1) 町長交際費(以下「町長交際費」という。) [総務課]
- (2) 教育委員会教育長交際費(以下「教育長交際費」という。) [教育総務課]
- (3) 農業委員会会長交際費(以下「会長交際費」という。)[農業委員会事務局]
- (4) 町民医療福祉センター長(以下「センター長」という。) 交際費[総務管理課]
- (5) 議会議長交際費(以下「議長交際費」という。)[議会事務局]
- 4 監査の範囲

令和3年度(以下「R3」という。)及び令和4年度(以下「R4」という。)に執行された交際費

- 5 監査の着眼点
 - ・支出基準はあるのか。
 - ・資金前渡による支払とそれ以外の支払区分(基準)はどうなっているのか。
 - ・資金前渡用通帳、印鑑の保管状況等はどうなっているのか。
 - ・透明性を図るために、支出状況等の公表はしているのか。
 - ・資金前渡後の課内伺い様式、差引簿などは全課統一されているのか。
- 6 監査の実施内容
 - (1) 監査の実施期間

(2) 監査の場所

涌谷町役場監査委員室

(3) 監査委員

涌谷町監査委員(代表監査委員) 城 口 貴志生 同 竹 中 弘 光

(4) 監査の方法

監査の対象となった交際費に係る担当課から、関係書類の提出を求め調査すると ともに、担当職員のヒアリング等を実施した。

7 監査の結果

関係各課の支出状況及び結果については、次のとおりである。

(1) 町長交際費 (総務課)

ア 決算額について

予算額 1,800,000円

R 3

単位:円 R4

	<u> </u>
項目	金額
涉外	380, 449
弔 慰	472, 550
協賛	3,000
会 費	18, 500
祝儀	0
激励	0
その他	154, 437
計	1, 028, 936

単位:円

項目	金額
涉外	422, 586
弔 慰	211, 500
協賛	53,000
会 費	59,000
祝儀	51, 500
激励	3,000
その他	53, 454
計	854, 040

不用額 771,064 円

不用額 945,960 円

イ 資金前渡の状況(R4)

4月 300,000円 資金前渡

12月 174,500円 返納精算

12月 300,000円 資金前渡

3月 92,270円 返納精算

- ウ 調書及びヒアリングによる指摘事項等
 - (ア) 明文化した町長交際費支出基準(以下「支出基準」という。)がある。
 - (4) 支出基準では、会費は原則3,000円となっているが、実際は5,000 円支出しているケースもあった。
 - (ウ) 支出基準の別表に嘱託職員、臨時職員の記述があるが、改正していないため 現職種と整合が取れていない。
 - (エ) 支出基準では供花対象は職員の1親等までだが、幼稚園職員の祖母(2親等) に際して供花していた。
 - (オ) 支出基準では、職員の1親等の親族が亡くなった場合について、備考欄で、 この親族は実父母と同居の家族(義父母を含む)と表記しているが、同居の家 族には1親等以外の家族も含まれることから曖昧な表現となってしまっている。 対象者及び備考欄の整合が取れていない。
 - (カ) R3に支出基準により町民医療福祉センターの職員数名に供花しているが、 その職員にセンター長交際費(総務管理課)でも重複して供花していた。
 - (キ) 資金前渡による支払とそれ以外の支払区別の基準がない。
 - (1) 資金前渡金の支出伺いに毎月添付されている予算差引簿や資金前渡差引簿の 集計表の様式に、タイトルが記載されていないため、何の表なのかわからない。
 - (ケ) 交際費支出伺いで、領収書に宛名がないものがあった。

- (コ) 資金前渡精算調書において、徴取した領収書(香典、会費等の領収書を徴取できなかった場合はそれに代わるもの)や証拠種類等が添付されておらず、一覧表のみが添付されている。涌谷町財務規則(以下「財務規則」という。)第58条に反している。
- (サ) 資金前渡金用の通帳がない。財務規則第57条に反している。
- (シ) 資金前渡の場合は、領収書宛名は資金前渡職員名となるが、ほとんどが町長 名となっていた。
- (ス) 仏生花代の支出調書において、町長交際費の科目である一般会計2款1項1 目2細目9節と一般会計2款1項3目19節の仕訳書が添付されていたが、そ の科目は存在せず、病院会計の調書に同仕訳書の手書き訂正されたものが添付 されていた。
- (t) R3の予算差引簿や資金前渡差引簿とHP上に公開されている町長交際費に 一部差異が見られた。
- (ツ) 町長及び副町長の名刺を作成しているが、支出基準には明記されていない。 (宮城県では、「特別職を含む職員で200枚を超えた部分の支出」と細則で決めている。)
- (タ) 支出状況等については、町のホームページ(以下「HP」という。)において 公表を行っているが、表題の間違いや支出状況の一部間違いが見られた。
- (2) 教育長交際費(教育総務課)
 - ア 決算額について

予算額 50,000円

R 3

単位:円

項目	金額
涉外	3, 207
弔 慰	1,922
協賛	0
会 費	0
祝儀	0
激励	0
その他	0
計	5, 129

不用額 44,871 円

R 4

単位:円

項目	金額
渉 外	2, 300
弔 慰	2, 142
協賛	0
会 費	0
祝儀	20,000
激励	0
その他	0
計	24, 442

不用額 25,558 円

- イ 資金前渡の状況(R4)
 - 4月 30,000円 資金前渡
 - 3月 5,558円 返納精算
- ウ 調書及びヒアリングによる指摘事項等
 - (ア) 明文化した基準がある。(弔電・慶弔関係取扱い 以下「取扱い」という。)
 - (イ) 取扱いでは、共通する部分は町長交際費の支出基準を準用しているという説明であったが、用電については、「支出基準」では死亡者が町内在住の場合は哀

悼のことばのみの配布で、死亡者が町外在住の場合は弔電と明記されているのに対して、取扱いでは職員、職員の実父母及び職員の義父母(同居・別居にかかわらず)及び職員の同居する家族は教育長の弔電となっており、対応が異なっている。

- (ウ) 供花については、支出基準では死亡者が本人、配偶者、1親等の親族、その 他町職員が喪主となる場合と明記されているが、取扱いでは職員、職員の実父 母と義父母(同居・別居にかかわらず)、職員の同居する家族となっている。
- (エ) 取扱い2に規定されている仏生花については、町長交際費から支出の旨が明示されていない。
- (オ) 取扱い4に規定されている本文の内容が不明である。「但し、」以下の文も不明である。
- (カ) 財務会計システムのデータは支払区分を資金前渡に訂正してあるが、支出命 令調書(原本)は訂正されていないものがあった。
- (キ) 予算差引簿又は資金前渡差引簿と思われる表の提出を受けたが、R4予算5万円、前途3万円と記載されてはいるが、タイトルがないため、何の表なのかわからない。予算差引簿と資金前渡差引簿なのかの区別がつかない。R3の表については、予算も資金前渡も3万円となっており、予算額が間違っていた。
- (ク) 前渡金の(現金)の保管は会計課となっている。財務規則第57条に反している。
- (ケ) 資金前渡による支払とそれ以外の支払区別の基準がない。レタックス、手土 産は普通払ができるのではないか。
- (2) 資金前渡精算調書において、徴取した領収書(香典、会費等の領収書を徴取できなかった場合はそれに代わるもの)や証拠種類等が添付されておらず、一覧表のみが添付されている。涌谷町財務規則(以下「財務規則」という。)第58条に反している。
- (サ) 教育長の名刺代の支出がないが、自費で対応していることから、町長部局との取扱いに差異がある。
- (シ) 支出状況等についての公表は、行っていない。
- (3) 会長交際費(農業委員会事務局)
 - ア 決算額について

R3及びR4については支出がなかったため、支出のあった令和元年度の調書を監査した。

予算額 60,000円

令和元年度 単位:円

項目	金 額
渉 外	2, 106
弔 慰	0
協賛	0
会 費	25,000
祝儀	9,000
激励	
その他	0
計	36, 106

不用額 23,894 円

イ 資金前渡の状況(令和元年度)

4月 60,000円 資金前渡

3月 23,894円 返納精算

- ウ 調書及びヒアリングによる指摘事項等
 - (ア) 明文化した農業委員会会長交際費支出基準(以下「農委支出基準」という。) がある。
 - (4) 令和元年度までは支出があるが、それ以降はない。農業委員会会長の方針で 自費対応としていた。
 - (ウ) 前渡金(現金)の保管は、農林振興課の金庫となっている。財務規則第57 条に反している。
 - (エ) 農委支出基準には、御祝儀等、御見舞、仏生花献花、記念品と記述されているが、御祝儀等以外は農業委員等の互助会で対応しているとのことであり、農委支出基準と実態との間に乖離がある。
 - (オ) 会長名刺代の支出がないが、自費で対応していることから、町長部局との取扱いに差異がある。
 - (カ) 支出状況等についての公表は、行っていない。

(4) センター長交際費(総務管理課)

ア 決算額について

予算額 250,000円

R 3

単位:円 R4

項目	金額
渉 外	23, 234
弔 慰	65, 000
協賛	0
会 費	0
祝儀	0
激励	0
その他	0
計	88, 234

単位:円

項目	金額
涉外	19, 362
弔 慰	23, 250
協賛	0
会 費	0
祝儀	0
激励	0
その他	8,600
計	51, 212

不用額 161,766 円

不用額 198,788 円

イ 資金前渡の状況(R3及びR4)

なし

- ウ 調書及びヒアリングによる指摘事項等
 - (ア) 明文化した基準がない。
 - (4) 町民医療福祉センターに勤務する正職員については、町長交際費とセンター 長交際費の2か所から供花していた。
 - (ウ) 町長交際費の支出基準では嘱託職員には支出しないとなっている(令和5年 11月時点)が、センター長交際費ではセンター親睦会会員(町民医療福祉セ ンターに勤務する正職員及びフルタイム会計年度任用職員のうち、希望する職 員が加入)であれば正職員以外の職員にも支出していた。
 - (エ) 仏生花について、町民医療福祉センター長とセンター親睦会が連名で供花し ているが、そうなった経過や負担割合等、根拠となる書類がなかった。
 - (t) 仏生花代の支出調書の摘要欄には($\bigcirc\bigcirc$ 家・ \triangle ○家・ \bigcirc ○家・ \bigcirc □□家)としか記載さ れていなく、亡くなった方と会員との関係がわからない。
 - (カ) 資金前渡の実績がない。
 - (キ) 重大な違反行為である立替払や、立替払と思われる支出があった。
 - (1) センター長と一部の医師の名刺を作成していたが、基準がない。
 - (ケ) 支出状況等についての公表は、行っていない。

(5) 議長交際費 (議会事務局)

ア 決算額について

予算額 200,000円

R 3

単位:円

項目	金額
渉 外	0
弔 慰	39, 800
協賛	3,000
会 費	0
激励	0
その他	0
その他	0
計	42, 800

不用額 157,200 円

R 4

単位:円

項目	金額
涉外	14, 257
弔 慰	39, 800
協賛	3,000
会 費	25, 500
祝儀	9,000
激励	0
その他	0
計	91, 557

不用額 108,443 円

イ 資金前渡の状況(R4)

4月 100,000円 資金前渡

3月 62,500円 返納精算

- ウ 調書及びヒアリングによる指摘事項等
 - (ア) 明文化した基準がない。
 - (4) 資金前渡による支払とそれ以外の支払区別の基準がない。
 - (ウ) 前資金前渡精算調書に領収書が付いていないものがあった。財務規則第58 に反している。
 - (エ) 資金前渡の領収書の宛名は資金前渡職員となるが、議会名や議員役職名、議員名となっていた。
 - (オ) 支出状況等についての公表は、行っていない。

8 監査の意見

支出金額の誤りは見受けられなかったが、以上のような問題点が見つかったことから、次の事項については、特に配慮や取組の強化が必要であると思われる。

なお、関係課においては、総務課を中心にして支出基準の見直しや作成に早急に取り組み、新基準等が、新年度にも運用できるように検討していただくよう希望する。

(1) 共通事項

ア 各支出基準には、資金前渡による支払とそれ以外の支払との区別を明記すること。

- イ 資金前渡精算調書においては、財務規則に基づき、徴取した領収書(香典、会 費等の領収書を徴取できなかった場合はそれに代わるもの)や証拠種類を添付し て、会計管理者の検認を受けること。
- ウ 資金前渡の領収書宛名は、原則として資金前渡職員名とすること。ただし、債 権者側の都合による場合は、町長名や議長名等となってもやむを得ないものと考

える。

(2) 町長交際費(総務課)

- ア 支出基準が作成されており、交際費執行の重要な役割を果たしているが、文言 や数字、他部署の支出基準等との整合性を図るため調整を行い、全体的な見直し をすべきである。
 - 例 弔電の対象者 具体的に明示されていない。

供花の対象者 支出基準では1親等の親族とあるが、備考欄で実父母、同 居の家族(義父母を含む)となっている。

嘱託職員 現在は会計年度任用職員となっている。

- イ 部署ごとに、交際費支出伺や資金前渡金出納簿等を独自に作成して使用しているが、総務課が定型となる様式を作成し、関係部署が統一して使用するよう指導すること。
- ウ センター正職員に総務管理課でも重複して供花していることについては、存続 の可否を整合性や必要性等の観点から総務管理課と検討するべきである。
- エ 資金前渡金の支出伺いに毎月添付されている予算差引簿や資金前渡差引簿の 集計表の様式にはタイトルを記しておくこと。
- オ 資金前渡金は財務規則通り確実な金融機関に預け入れておくこと。
- カ HPで公表しているのは町長だけだが、透明性を高めるためにも全交際費の公 表を検討するべきである。
- キ 日々の業務については、間違うこともあり得ることから、

ダブルチェックを実施する等慎重に当たること。

- ク 支出基準には、名刺印刷の支出について明記すべきである。また、特別職に限 定せず、業務上多数を使用しなければならない職員についても条件を付して支出 できるように検討してはどうか。
- (3) 教育長交際費(教育総務課)
 - ア 涌谷町教育委員会名で策定されている慶弔関係の「取扱い」については、作成 から年数が経過しており、現状に合わない箇所も出てきていることから、文言や 数字、町長交際費支出基準等との調整を含めて全体的な見直しをするべきである。
 - イ 資金前渡金は財務規則通り確実な金融機関に預け入れておくこと。
 - ウ 基準を作成する際は、名刺印刷の支出について明記すべきである。
- (4) 会長交際費(農業委員会事務局)
 - ア 明文化した農委支出基準があるが、支出対象項目が少ないので、町長交際費支 出基準等を参考にして遺漏のない支出基準に見直すこと。
 - イ 涌谷町農業委員・農地利用最適化推進委員互助会規約との調整を行い、基準を 見直すこと。
 - ウ 資金前渡金は、財務規則通り確実な金融機関に預け入れておくこと。

- エ 農委支出基準には、名刺印刷の支出について明記すべきである。
- (5) センター長交際費(総務管理課)
 - ア センター長交際費の支出基準(以下「センター長支出基準」という。)を作成 すること。
 - イ センター長支出基準は、町長交際費の支出基準と調整の上作成すること。
 - ウ センター正職員(センター親睦会会員)に重複して供花している件(センター 長交際費から5,000円)について、存続の可否を整合性や必要性等の観点から 総務課と検討しておくべきである。
 - エ 町長交際費の「支出基準」では嘱託職員には支出しないと明記されている(令 和 5 年 1 1 月時点)が、親睦会会員であれば正職員以外の職員の分も支出していること(センター長交際費から 5,000円)については、存続の可否を整合性や 必要性等の観点から総務課と検討しておくべきである。
 - オ 立替払を防止し、即時支払等に対応するためにも、資金前渡による支出の体制を整えること。
 - カ センター長支出基準を作成する際は、名刺印刷の支出について明記すべきである。
- (6) 議長交際費 (議会事務局)
 - ア 議会議長交際費の支出基準を作成すること。

最後に、「交際費」は、町長又はその他の執行機関が、行政執行上、あるいは当該団体の利益のために町を代表し、外部とその交渉をするために要する経費である。その趣旨からして、一般的には町長等がその必要のために費消するものと考えられることから、支出に当たっては、その範囲及び額については必要最小限度とするべきである。

また、交際費は、その使途が特に住民の疑惑を受けやすい経費であるので、本町の 状況や社会通念に照らして、どの程度の支出をするのが適切であるかを多団体の状況 等も考慮の上決定するとともに、透明性の確保のために、町民に対してより一層の情 報の提供に努めていただきたい。